

# 山鹿市最低制限価格制度の変更について

現在、山鹿市が導入している最低制限価格制度を平成24年4月1日以後に入札公告、又は指名通知を行う工事から適用します。

山鹿市では、平成21年4月1日から、市が発注する建設工事について、極端な低入札価格による受注を防止することで、品質の確保と適正価格による受注を図るため、競争入札において最低制限価格制度を実施しています。

この度、本制度の内容を平成24年4月1日から一部変更いたします。朱書きの部分を変更しておりますので、入札参加者におかれましては、間違えの無いようご注意ください。

※平成24年3月31日以前の入札公告、指名通知分は、変更前の数値が適用されるので、間違えのないよう注意してください。

## (1) 対象

本制度の対象とする工事は、原則として予定価格を事前公表するすべての入札工事について適用します。

※ 当該入札の通知において、最低制限価格を設定することを明記します。

## (2) 算定方法等

### 1. 最低制限基準価格の算定

最低制限価格を設ける場合の基準となる価格(基準価格)を算定します。基準価格は対象工事の予定価格算出の基礎となった下記(1)から(4)に掲げる額(1円未満の端数を切り捨てた額)の合計額とします。

(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 (変更前10分の7)

(4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

上記により求めた金額が、当該税抜き設計金額(工事価格)に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては工事価格に10分の9を乗じて得た額とし、工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては工事価格に10分の7を乗じて得た額とします。

ただし、特に必要があると認められるときは、基準価格を工事価格に10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で定めることができます。

### 2. 最低制限価格の算定

最低制限価格は、入札執行者が、開札直前に、パソコン等を操作し無作為(ランダム)関数に基づき算出されたランダム係数を、基準価格に乗じて算出します。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てて算定します。

・無作為(ランダム)係数は、乱数を使用して、無作為に算出される1.00000から1.01000までの数値(小数点以下第5位まで算出)とします。

・無作為(ランダム)係数の設定回数は、入札案件ごとに1回とします。

### **3. 最低制限価格の適用**

最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において入札執行者は入札者に対して、施行令第167条の10第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとします。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者(同価格の入札をしたものが二人以上あるときは、施行令第167条の9の規定によるくじ引きにより決定した者)を落札者とします。

### **4. 最低制限価格等の公表**

最低制限価格及び基準価格の公表は、対象工事の競争入札において落札者があるときに限り行います。

#### **(3) 不正行為等に対する措置**

##### **1. 不正又は不誠実な行為に対する処分**

各入札案件において、市役所職員またはその関係者に対し、設計金額または最低制限基準価格等を開札までに聞き出そうとする者、またはこれに類する行為等をする者については、山鹿市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成17年1月15日 告示第122号)第2条第1項に基づき、その者が関係する業者に対し指名停止を行い、さらに、山鹿市工事入札参加者資格審査格付要綱(平成17年1月15日 訓令第35号)第3条第1項第2号に基づき、格付除外を行います。

制度について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

861-0592  
熊本県山鹿市山鹿978番地  
山鹿市役所 総務部 総務課 監理検査室  
TEL 0968-43-1118 FAX 44-0373